

2016年9月16日

## **【台湾】 SDS 情報の秘密保持申請に関するお知らせ**

2016年8月31日付、台湾労働部職業安全衛生署から「SDS情報の秘密保持（開示保留）申請のオンライン申請方式」が公告され、翌9月1日付で実施が開始されました。

このSDS情報の秘密保持申請は、「危害性化学品標示及び周知規則 第18条」の条項に基づき適用されています。ここでは、台湾の「化学品危害分類と標示制度」と、「SDS情報の秘密保持申請の概要」をご紹介します。

### **1. 導入**

労働者の安全と健康を保証するため、製造者・輸入者・供給者は、危害性化学品のGHS分類、標示、SDS提供の義務があります。これらの義務は段階的に導入され、第1～3段階として2008年から2013年の間に危害性の高い汎用物質3,171物質の分類・標示が既に実施されています。その他の危害性化学品については、2016年1月1日から全面適用となり、対象者は1年の猶予期間内（2016年12月31日まで）に全件対応することが義務付けられています。2017年1月1日以降、この規定に違反している者には、3万元～15万元の罰金が課せられます。

この機に、台湾向け自社製品の中に危害性成分を含有するものがないか、ラベル/SDS対応はできているか、秘密保持申請が必要なものはないか等、是非ご確認下さい。

### **2. 法的根拠**

危害性化学品標示及び周知規則（労働部令）

第2条	危害性化学品の定義
第11条	標示の義務
第13条	SDS作成・提供の義務
第15条	SDSの見直し、更新の義務
第18条	SDS情報の秘密保持

### **3. ラベル・SDS作成対象の危害性化学品**

- ・国家標準 CNS15030 (GHS 第4版採用)の物理化学的危険分類に該当するもの
- ・国家標準 CNS15030 (GHS 第4版採用)の健康危険分類に該当するもの
- ・表1の健康危害をもつ物質を管制値以上含む混合物

表 1

健康危害分類	管制値
急性毒性物質	≥1.0%
皮膚腐食性／刺激性物質	≥1.0%
重篤な眼損傷性／刺激性物質	≥1.0%
呼吸器または皮膚感作性物質	≥1.0%
生殖細胞変異原性 区分1	≥0.1%
生殖細胞変異原性 区分2	≥1.0%
発がん性物質	≥0.1%
生殖毒性物質	≥0.1%
特定標的臓器毒性物質（単回暴露）	≥1.0%
特定標的臓器毒性物質（反復暴露）	≥1.0%

#### 4. SDS 情報の秘密保持申請

##### 4.1 SDS 情報の秘密保持申請サイト

<http://ghs.osha.gov.tw/CHT/intro/SDSApply.aspx>

←申請サイト

<http://ghs.osha.gov.tw/CHT/intro/SDSDownload.aspx>

←システム・資料のダウンロードサイト

##### 4.2 秘密保持が可能な項目

製品中の危害性成分は、SDS に化学物質名称、含有量等を記載する必要があります。ただし、国家の安全保障あるいは商業秘密の必要があるものについては、以下の項目の情報保護を申請することができます。

- ・化学物質名称（秘密保持した場合、類名を記載）
- ・含有量
- ・製造者、輸入者、供給者名

##### 4.3 申請者

- ・製造者、輸入者、供給者
- ・海外企業からも申請可能（台湾代理人の委任が必要）

##### 4.4 申請に必要な情報

- ・基本資料（申請者情報、秘密保持項目、危害性化学物質情報など）
- ・商業秘密証明資料（質問票形式）
- ・危害性化学物質の危害性分類説明
- ・声明書（申請者または国内代理人の署名・捺印）
- ・代理人委任書（代理人を委任する場合）

#### 4.5 SDS情報の秘密保持申請ができない危害性物質

健康危害分類	区分
急性毒性物質	1, 2, 3
皮膚腐食性／刺激性物質	1
重篤な眼損傷性／刺激性物質	1
呼吸器または皮膚感作性物質	
生殖細胞変異原性	
発がん性物質	
生殖毒性物質	
特定標的臓器毒性物質（単回暴露）	1
特定標的臓器毒性物質（反復暴露）	1

#### 4.5 その他

- ・秘密保持申請は「物質毎」の申請となります。
- ・申請が受理されると、当局から「承認通知」が発行されます。
- ・SDSの「第3章 成分情報」には、秘密保持した危害性成分のカラムを作成し、類名と承認番号を記載。
- ・SDS提供時には、秘密保持の証明資料として「承認通知書」の添付が推奨されます。

以上

#### ■お問い合わせ先（化学品営業部）

- ・東京 〒101-8517 東京都千代田区内神田一丁目13番4号  
TEL: 03-5577-0809 / FAX: 03-5577-0859
- ・大阪 〒541-0044 大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号  
TEL: 06-6204-8411 / FAX: 06-6204-8716